



平成24年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会  
会 長 利 根 忠 博



さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに  
市長及び副市長の給料の額について（報告）

平成24年11月14日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告します。



## 別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について各委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

### (主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等を審議するにあたり、市長等のマネジメント能力や市長及び議員の任期中の成果がどうであったかということを検討した方がよいという意見があったが、本審議会においてその成果等を測って、額を決めていくことは困難である。
- ・ 特別職職員の給料等の額を改定する場合は、明確な理由が必要であることから、他の政令指定都市の特別職職員の改定状況や本市の一般職職員の給与改定率を考慮する必要がある。
- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する場合、他の政令指定都市の特別職職員の給料等と比較することが一般的であり、他の政令指定都市の現状を踏まえると、現行額の継続でやむを得ない。
- ・ 特別職職員の給料等の額については、毎年小刻みに改定すべき性質のものではなく、一般職職員の給与改定率を参考とするならば、平成19年度の改定と同様に、相当程度の率が累積された時期に改定すべきである。
- ・ 本市の財政状況は、政令指定都市の中でも比較的健全な状況であるため、特に引き下げる理由にはならない。

- ・ 平成19年度の特別職職員の給料等の改定が、それまでの一般職職員の改定率の累積値が一定の大きさになったことに伴い引下げを行ったことを勘案し、昨年度の本審議会では、改定を見送ったところである。

今年度についても、一般職職員の改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、昨年度と同様、現段階ではまだ引下げをするまでには至っていないと判断すべきである。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、『据え置くことが適当』との結論に達しました。